救急医療情報キット整備事業 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、救急医療情報キット(以下「キット」という。)の配布を通じて健康面等に不安を 抱えながら在宅生活を送る方々の安心づくり(不安軽減)を促進するとともに、自治会区における体 系的な見守り・支え合い活動に取り組む、また充実を図るきっかけとし、小地域でのセーフティネッ ト機能の強化に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 隠岐の島町社会福祉協議会(以下「本会」という。)を実施主体とし、関係諸機関・団体等と 連携・協働の基、実施されるものとする。

(対象者)

第3条 隠岐の島町内に居住する概ね75歳以上の高齢者、障がいのある者、その他持病等によりキットを希望する者とする。

(キットの内容)

- 第4条 キットの内容は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 保管容器
 - (2) 救急情報シート (様式第1号)
 - (3) 玄関貼付用ステッカー
 - (4) 冷蔵庫外面貼付用マグネット

(申請)

第 5 条 キットを希望する者は、自治会区等の代表者を通じて、「救急医療情報キット申請書(様式第 2 号)」により、本会会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

(配布)

- 第6条 会長は、前条の申請があった場合は、必要数のキットを無償で配布する。
- 2 前項による配布は、原則自治会区等を通じて配布されるものとする。

(名簿の登録)

- 第7条 本会は、前条の規定によりキットを配布した者を「救急医療情報キット配布者名簿(様式第3号)」に登録し、次の各号に掲げる機関・団体から請求があった場合には情報提供できるものとする。
 - (1) 隠岐広域連合消防本部
 - (2) 隠岐の島町福祉課
 - (3) 隠岐の島警察署
 - (4) 担当地区民生児童委員
 - (5) 自治会区等
 - (6) その他、情報提供が必要と会長が認める機関・団体等

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

2 自治会区等にあっては、この要綱に定めるもののほか必要な事項を独自に定め、自治会区等の独自性を担保して本事業を運用することができる。

附則

この要綱は、平成23年11月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

◆文言の定義

	いわゆる自治会・町内会・区等の集落で、住民自治を行うための意思決定機関(総
自治会区	会、役員会等)の組織化、それに基づく活動や予算を担保することができる最小工
	リアをいう